

我孫子市地域公共交通協議会運営要領

(趣旨)

第1条 我孫子市地域公共交通協議会規則（令和2年規則第31号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、我孫子市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の運営)

第2条 規則第4条に基づく会議については、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出又は欠席する委員が指名した代理人の出席があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

2 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

3 規則第3条第4項の規定に基づき副会長が会長の職務を代理する場合において、副会長の依頼により、事務局長が会議進行を補佐することができる。

4 第1項に定める会議の開催について、やむを得ない事情により会議を開催することができない場合は、書面で開催することができる。

5 その他、会議の運営に係る事項については、我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則（平成17年規則第11号）等に基づき、円滑な運営が行えるよう事務局長が別に定める。

(分科会)

第4条 協議会は専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

(事務局)

第5条 規則第5条に基づき、建設部交通政策課を事務局とする。

2 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員を置く。

3 事務局長は建設部長又は交通政策課長をもって充てる。

4 事務局次長は交通政策課員をもって充てる。

(財務)

第6条 協議会の運営に要する経費は、我孫子市の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

3 会長は、毎年度、予算を調製し、会議で承認を得なければならない。

- 4 会長は、毎年度、予算の執行の結果について、出納監査を受け会議に報告しなければならない。
- 5 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、我孫子市準公金取扱要領（令和元年9月26日施行）に基づき、適正な管理が行えるよう事務局長が別に定める。

（監査）

第7条 協議会に監査委員を置く。

- 2 監査委員は、会長が指名する。
- 3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、予算の執行の結果について監査を行う。

（費用弁償）

第8条 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）に定める報酬費の支給対象とならない委員であって、会議参加のため交通費等を負担しなければならない委員については、本人の求めに応じ、会議参加に係る費用を弁償するものとする。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。本要領に定めのない事項については、我孫子市が定める条例及び規則に準じ処理するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 我孫子市地域公共交通協議会設置規程（平成22年1月8日制定）は廃止する。

（継承）

- 1 本要領施行前において、我孫子市地域公共交通協議会設置規程（平成22年1月8日制定）に基づき、協議会で決定した事項については、本要領に継承するものとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。